

第4章 屋外広告物の表示等に関する行為の制限に関する事項

(景観法第8条第2項第4号イ)

4-1 屋外広告物の表示等に関する行為の制限

◇ 景観計画区域内の屋外広告物については、良好な都市景観の形成を図るため、本章において「屋外広告物の表示等に関する行為の制限」を定めます。

(1) 景観計画区域

項目	表示等に関する行為の制限
位置	<input type="checkbox"/> 広告、看板を設置するための位置やスペースは、建築物の設計段階から確保し、建築物全体として、バランスのとれたものとする。 <input type="checkbox"/> 高い場所での屋上広告物の設置は極力控える。やむを得ず設置する場合は控えめなデザインとする。
規模・形態	<input type="checkbox"/> 広告物の大きさ、形態は、その建築物及び周辺のまちなみの景観を阻害するものとならないようにデザインを工夫する。 <input type="checkbox"/> ビルの名称等壁面を利用する広告物は、建築物壁面を下地として利用するなど、建築物と調和させる。 <input type="checkbox"/> 敷地内にまとめて共同表示するなど掲出方法についても検討する。
表示内容	<input type="checkbox"/> 発光を行うものは、高輝度や点滅を繰り返す広告表現をしないよう努める。 <input type="checkbox"/> 文字・イラスト・写真などの情報量は厳選し、視認性の高いレイアウトに努める。
色彩	<input type="checkbox"/> 色調は、建築物壁面の色彩や周辺の景観と違和感のないものとする。 <input type="checkbox"/> 基調色は原則彩度10以下とする。 ※基調色とは広告表示面積の1/3を超える色。

(2) 景観重点整備地区

ア 木屋瀬地区を除く

項目	行為の制限
位置	<input type="checkbox"/> 広告、看板を設置するための位置やスペースは、建築物の設計段階から確保し、建築物全体として、バランスのとれたものとする。 <input type="checkbox"/> 景観上重要な建築物の周辺では、点滅または輝度が変化する広告物は掲出しない。
規模・形態	<input type="checkbox"/> 広告物の大きさ、形態は、その建築物及び周辺のまちなみの景観の質を高めるようにデザインを工夫する。 <input type="checkbox"/> ビルの名称等壁面を利用する広告物は、建築物壁面を下地として利用するなど、建築物と調和させる。 <input type="checkbox"/> 共同ビル等における広告物については、可能な限り敷地内に1か所に集約するよう努める。 <input type="checkbox"/> 壁面を利用する広告物は、切文字を使用するなど、建築物と調和した一体的なデザインとなるよう配慮する。
表示内容	<input type="checkbox"/> 自己の名称、商標等自己表示のための広告物以外は、掲出しないよう努める。

イ 木屋瀬地区

項目	表示等に関する行為の制限
共通事項	<input type="checkbox"/> 住民が定める建築協定等を尊重し、歴史的風致を著しく損なわないものとする。 <input type="checkbox"/> 点滅または輝度に変化する広告物は掲出しない。

(3) 北九州空港周辺景観形成誘導地域

項目	表示等に関する行為の制限
共通事項	<input type="checkbox"/> 広告物の面積、高さは、北部九州の玄関口にふさわしく、必要最小限になるよう努める。 <input type="checkbox"/> 自己の名称、商標等自己表示のための広告物以外は、掲出しないよう努める。 <input type="checkbox"/> 広告物の形態、色彩等は、周辺環境の建築物等と調和するよう努める。

(4) 関門景観形成地域

ア 和布刈地区、風師山等山並み地区

項目	表示等に関する行為の制限
共通事項	<input type="checkbox"/> 広告物は掲出しないよう努める。

イ 大里新市街地地区、門司港レトロ地区、

西海岸・片上海岸・小森江地区、

門司港後背市街地地区、風師山・矢筈山山裾地区

項目	表示等に関する行為の制限
共通事項	<input type="checkbox"/> 船舶や対岸から見える大規模な広告物は、掲出しないよう努める。 <input type="checkbox"/> 広告物は、建築物と一体的なデザインであるとともに、背景となる山並みから突出しない高さや形状とする。また、派手な色彩は避け周囲の景観に調和するよう工夫する。 <input type="checkbox"/> 点滅するネオンや照明、サーチライト等の使用は控える。

第5章 公共施設の整備に関する方針

5-1 公共施設の整備方針

◇ 公共施設は、まちの顔となり、周辺の景観影響を与えることから、下記の整備方針に基づき地域の良好な景観形成を先導していくものとします。

公共施設	整備方針
道路	○舗装や道路付属物は、沿道景観と調和したデザインとする。 ○道路付属物を極力整理、集約化し、すっきりとした道路空間づくりに努める。
河川	○周辺の街並みとの調和やオープンスペースとの連続性の確保に努める。 ○自然を基調としたデザインとする。 ○人々の利用が想定される河川空間は、利用のしやすさ、居心地の良さに配慮する。
都市公園・緑地	○街なかにおいては、身近に感じることのできる自然として、整備・充実を図る。 ○季節感のある花と緑による公園づくりに取り組む。 ○園路やトイレ、ベンチなどは、周辺景観に配慮したデザインとする。 ○施設等の適切な維持管理により良好な景観の維持に努める。
港湾	○「新・海辺のマスタープラン」に基づき、憩い・学び・遊べる魅力ある海辺づくりを進める。 ○自然海岸の保全・修景に取り組む。 ○まちづくりと連携し、陸域と一体となった魅力ある海辺空間を創出する。 ○多くの人々が気軽に訪れ、身近に感じ親しまれる海辺づくりを進める。
公共サイン	○公共サイン等については、色彩等の統一や集約化に努めるなど、周辺景観との調和やユニバーサルデザインに配慮する。

5-2 景観に配慮した公共施設整備の取組方針

◇ 良好な公共施設の景観形成を進めていくため、下記の公共施設に関する国土交通省作成の景観形成ガイドライン等を指針とするほか、企画・設計等において景観アドバイザーなど専門家の意見の活用に取り組むこととします。

- ・「道路デザイン指針（案）」平成29年10月
国土交通省 道路局
- ・「景観に配慮した道路附属物等ガイドライン」平成29年10月
道路のデザインに関する検討委員会
- ・河川景観ガイドライン「河川景観の形成と保全の考え方」平成18年10月
国土交通省 河川局
- ・「砂防関係事業における景観形成ガイドライン」平成19年2月
国土交通省 砂防部

- ・景観形成ガイドライン「都市整備に関する事業」平成23年6月
国土交通省 都市・地域整備局
- ・「港湾景観形成ガイドライン」平成17年3月
国土交通省 港湾局
- ・「海岸景観形成ガイドライン」平成18年1月
国土交通省河川局・港湾局 農林水産省農村振興局 水産庁
- ・「住宅・建築物等整備事業に係る景観形成ガイドライン」平成17年3月
国土交通省住宅局
- ・「官庁営繕事業における景観形成ガイドライン」平成24年3月
国土交通省大臣官房 官庁営繕部

5-3 景観重要公共施設の指定の方針

(1) 基本的事項

景観重要公共施設の指定にあたっては、市全域の景観形成や地区のまちなみ形成を進める上で、特に重要な役割を担う施設で、次の要件を満たすものとします。

- ア 本市のまちの骨格を形づくる公共施設
- イ 歴史的・文化的価値を有する公共施設
- ウ 地域のまちなみ形成の顔となる公共施設

(2) 種類別の指定方針

公共施設	指定方針
景観重要道路	○拠点駅の駅前広場や拠点駅への動線で、景観に配慮した整備が特に必要なもの ○整備済みの道路等で、歴史的・文化的価値を有するもの又は地域のまちなみ形成の顔となるもの
景観重要河川	○河川で特に重要なもの ○整備済みの河川で、歴史的・文化的価値を有するもの又は地域のまちなみ形成の顔となるもの
景観重要公園・緑地	○公園・緑地で特に重要なもの ○整備済みの公園・緑地で、歴史的・文化的価値を有するもの又は地域のまちなみ形成の顔となるもの
景観重要港湾	○「新・海辺のマスタープラン」等に位置づけている港湾施設で特に重要なもの ○整備済みの港湾施設で、歴史的・文化的価値を有するもの又は地域のまちなみ形成の顔となるもの

第6章 景観上重要な建造物等の指定の方針

(景観法第8条第2項第3号)

- ◇ 地域の景観資源を保全・活用するため、景観上重要な建造物または樹木を景観法に基づき景観重要建造物または景観重要樹木に指定します。なお、これらの指定は、市民の推薦のほか、所有者の提案の活用を図ることとします。

6-1 景観重要建造物の指定の方針

【対象となる建造物】

- ア 近代遺産、神社仏閣など、歴史的・文化的な価値を有する建造物
- イ 地域のランドマークとなっている建造物
- ウ 公共建築物、道路等の公共施設

【指定要件】(景観法施行規則第6条抜粋)

景観重要建造物の指定の基準

- 一 地域の自然、歴史、文化等からみて、建造物（これと一体となって良好な景観を形成している土地その他の物件を含む。）の外観が景観上の特徴を有し、景観計画区域内の良好な景観の形成に重要なものであること。
- 二 次のいずれかに該当するものであること。
 - イ 道路その他の公共の場所から公衆によって容易に望見されるものであること。
 - ロ 政府が世界遺産委員会に対し同条約第十一条2の世界遺産一覧表に記載することを推薦したものであって、当該推薦の際に世界遺産委員会に提出された管理計画に従って公衆によって望見されるものであること。

6-2 景観重要樹木の指定の方針

【対象となる樹木】

- ア 地域に多く植えられ、地域景観の背景となっている樹木
- イ 地域のランドマークとなっている樹木
- ウ 鎮守の森や里山を構成する樹木のうち、特に重要と認められる樹木

【指定要件】(景観法施行規則第11条抜粋)

景観重要樹木の指定の基準

- 一 地域の自然、歴史、文化等からみて、樹容が景観上の特徴を有し、景観計画区域内の良好な景観の形成に重要なものであること。
- 二 道路その他の公共の場所から公衆によって容易に望見されるものであること。

1章
位置づけ
景観計画の

2章
区域
景観計画の

3章
行為の制限

重点

門司港

小倉都心

下曾根

若松

国際通

東田

黒崎副都心

木屋瀬

折尾

戸畑

誘導

臨海

空港

関門

関門

4章
の表示等
屋外広告物

5章
整備方針
公共施設の

6章
指定方針
重要建造物

北九州市景観計画

北九州市建築都市局総務部都市景観課
〒803-8501 北九州市小倉北区内 1 番 1 号
電話番号 093-582-2595
北九州市印刷物登録番号 0000000